

別表三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物		率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五	
(略)	(略)	

別表三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物		率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇	
(略)	(略)	

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

財務省
農林水産省
経済産業省
省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令
ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（遵守事項）

第二条 【略】

一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。

二 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはることににより、表示をすること。ただし、容器に充てんされた飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であつて、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、

改 正 前

（遵守事項）

第二条 【略】

一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはることににより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない。

【新設】

一 簡所以上、印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をすること、当該表示に当該容器の役割名を併記するときは、これを省略することができる（当該容器の側部に印刷し、又はラベルをはることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。

三 表示を構成する数字、文字及び記号は、容器の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

四 第一号及び第二号に規定する表示又は併記に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとする。

附 則

（施行期日）

1
〔略〕

（経過措置）

2 平成七年六月二十九日までに製造され、又は輸入された容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものについては、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は適用しない。

別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様 式
内容積が百五十ミリリットル以上の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	第二号第一号に規定する刻印については、様式一
	第二号第二号に規定する印刷又はラベルをはることによる表示については、様式二
	第二号第三号に規定する印刷又はラベルをはることによる表示については、様式三

二 表示を構成する数字、文字及び記号は、容器の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

三 第一号に規定する表示に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとする。

附 則

（施行期日）

1
〔略〕

（経過措置）

2 平成七年六月二十九日までに製造され、又は輸入された容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものについては、法第十七条、第二十一条第二項及び第二十六条から第二十八条までの規定は適用しない。

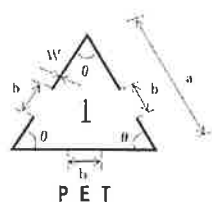
別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様 式
内容積が百五十ミリリットル以上一リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式一
内容積が一リットル以上四リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式二
内容積が四リットル以上の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式三
	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式四

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

備考 表中の「」は注記である。



a : 一辺の長さ (28mm以上)

b : 一辺の切れ目の幅

(1.5mm以上2.0mm未満)

W : 線の幅 (2.8mm以上)

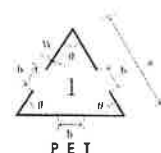
θ : 1つの角の大きさ (60°)

数字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する26ポイントの活字以上の大
きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する17ポイントの活字以上の大
きさとする。

様式三

〔削る〕



a : 一辺の長さ (6mm以上)

b : 一辺の切れ目の幅

(0.2mm以上 a の $\frac{1}{14}$ 未満)

W : 線の幅 (0.5mm以上)

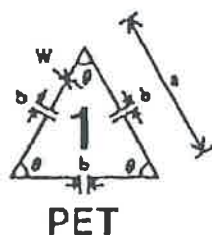
θ : 1つの角の大きさ (60°)

数字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する5ポイントの活字以上の大
きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する4ポイントの活字以上の大
きさとする。

様式二

様式一
〔略〕



a : 一辺の長さ (28mm以上)

b : 一辺の切れ目の幅

(1.5mm以上2.0mm未満)

W : 線の幅 (2.8mm以上)

θ : 1つの角の大きさ (60°)

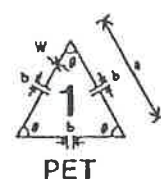
数字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する26ポイントの活字以上の大
きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する17ポイントの活字以上の大
きさとする。

様式四

様式三

〔略〕



a : 一辺の長さ (15mm以上)

b : 一辺の切れ目の幅

(0.7mm以上1.1mm未満)

W : 線の幅 (1.4mm以上)

θ : 1つの角の大きさ (60°)

数字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する13ポイントの活字以上の大
きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305
に規定する9ポイントの活字以上の大
きさとする。

様式二

様式一
〔略〕